

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

第4次鳴門市男女行動計画策定支援業務

2 業務の目的

第3次鳴門市男女行動計画（鳴門パートナーシッププランⅢ（サード）ステージ）の計画期間が令和7年度をもって満了することから、社会環境の変化を踏まえつつ、本市における男女平等・男女共同参画社会の形成を更に促進するため、新たに第4次鳴門市男女行動計画を策定するにあたって、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、計画書の作成など、計画策定に必要な支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 主管課

鳴門市健康福祉部人権推進課

電話 088-684-1148

FAX 088-684-1522

電子メール jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

5 業務内容

（1）現状把握等基礎調査に係る業務

① 社会情勢、鳴門市における課題の抽出・整理

男女共同参画の視点から地域特性を分析し、既存資料・関連計画との照合により、本市における男女共同参画の現状把握と今後の課題を抽出・検討する。また、本市の各種計画の推進状況等、関連計画を把握する。

② 各種文献、資料などの収集整理

男女共同参画社会の推進に向けた国、県などの上位計画・関連計画を把握する。

（2）現行計画の評価・検証

現行施策の推進状況、課題、新規施策案等について調査を実施し、現行計画の評価・検証を行う。

（3）計画骨子案・計画素案の作成

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置付けるものとし、令和6年度に

実施した市民・事業所アンケート調査結果をはじめとした各種基礎調査結果をもとに、関連する法令や、国及び県の計画や本市の諸計画との整合性を図りながら本市の新たな男女共同参画施策の方向性を示した計画骨子案、計画案を作成し提案するとともに、審議会等での検討をふまえ、修正作業を行う。

なお、DV防止基本計画、女性活躍推進計画、困難女性支援基本計画については、男女行動計画と一体となるよう計画体系を工夫すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

計画案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法や意見のとりまとめに関する支援を行うとともに、パブリックコメント用資料を作成する。

(5) 各種会議等の運営支援

計画の策定に関する検討、審議及び決定を行う各種会議に出席し、会議資料の作成、会議運営支援、議事録の作成を行い、会議内容を計画素案に反映させる。会議は4回程度を予定するが、会議の進捗等により増減があり得る。

(6) 計画書及び概要版の編纂

審議会等の検討結果をふまえて、内容の補修正作業を行うとともに、計画書及び概要版の編纂作業を行う。イラストや図表等を取り入れ、住民に分かりやすく、親しみやすい構成・デザインとすること。

6 成果品

成果品については、次に指定する印刷物及びデータを収めたCD-R又はDVD-Rとする。

- ① 第4次鳴門市男女行動計画本編
A4判100頁程度、表紙カラー刷、本文2色刷、200部
- ② 第4次鳴門市男女行動計画概要版
A4判、8頁程度、4色刷、700部
- ③ 上記①及び②のデータ（Word形式及びPDF形式）

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等の法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等秘密事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務における成果及び資料に関する著作権及び所有権はすべて本市に帰属するものとし、本市の許可なく外に利用、公表または貸与してはならない。
- (4) 受託者は担当課から申し出があった場合、担当課に出向き調整等を行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者双方の協議のうえ決定するものとする。